

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二十二条 診療録の記載事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 病名及び主要症状（美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整えるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあっては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。） 三・四 (略)	第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。 一 (略) 二 病名及び主要症状 三・四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年三月三十一日

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(指示書) 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 一 六 (略) 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称、所在地及び次条第三項の歯科技工所番号 (届出事項等) 第十三条 (略) 2 (略) 3 歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）は、法第二十一条第一項前段の規定による届出があつたときは、開設者に、歯科技工所番号を通知するものとする。	(指示書) 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 一 六 (略) 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 (届出事項) 第十三条 (略) 2 (略) (新設)